



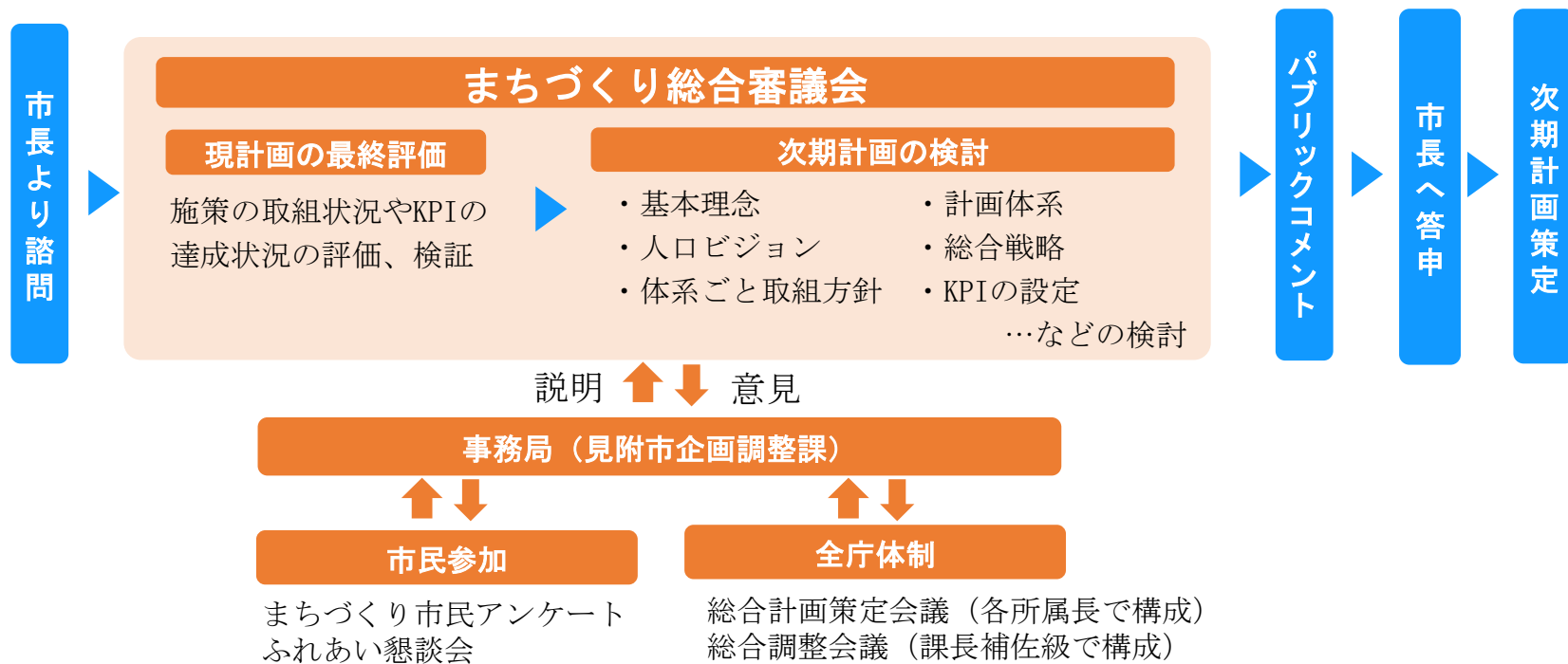
次期総合計画策定に向けた 進め方について

まちづくり総合会議 令和7年1月31日

見附市 企画調整課 総合政策室

次期総合計画 策定概要

- 令和7年度は、現総合計画の最終年度であることから、次期総合計画の策定に向けた検討を行います。また、次期総合計画においても現計画で一体的に策定されている総合戦略や人口ビジョンなども合わせて検討を行います。
- 総合計画策定にあたり、見附市総合計画審議会条例に基づき「まちづくり総合審議会」を設置し、市長から「まちづくり総合審議会」へ諮問を行い、審議会での協議結果を答申し、計画策定としたいと考えています。
- まちづくり総合審議会委員は、現まちづくり総合会議の委員をベースに、より市民目線での策定を行うため、新たに市民公募の委員を2名程度追加する予定としています。
- 中長期的な市の方向性を示す最上位の計画策定となるため、検討においては、まちづくり市民アンケートやふれあい懇談会実施による「市民参加」、総合計画策定会議と総合調整会議の設置による「全庁体制」で進めていきます。



（設置）

第1条 見附市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、見附市総合計画審議会（以下（審議会）という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、見附市総合計画に関する事項を審議し、市長に答申する。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）関係行政機関の職員
- （2）関係諸団体の職員又は構成員
- （3）知識経験を有する者
- （4）市民の代表

（任期）

第4条 委員の任期は、諮問に基づく事項についての調査及び審議が終了するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第7条 審議会に必要に応じて若干名の幹事を置くことができる。

2 幹事は、行政職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議での円滑な運営管理を図るため、審議会において意見を述べることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

（委任）

第9条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

次期総合計画策定に向けたポイント（案）

次期総合計画策定に向け、今後「まちづくり総合審議会」をはじめ、様々な場面での意見交換を行っていきますが、策定に向けた主なポイント（案）として以下の3点を考えています。

1. “魅力を創造・発信する” まちづくり

見附の未来を担う若者・子育て世代が「住みたい、働きたい、子育てしたい」と思えるまちづくり



2. “持続可能で誰一人取り残さない” まちづくり

誰もが安心して暮らせるように、人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくり



3. “全員参加” のまちづくり

これまでの培ってきた健幸まちづくりを活かし、市民の皆様、地域コミュニティ、企業、あらゆる力を結集し、総動員で新しい未来を切り開くまちづくり



次期総合計画策定に向けたポイント（案）

「暮らし満足No.1のまち」を目指して

力を入れて取り組みたい「7つの柱」

- ① まちと産業を元気にする
- ② こどもと子育てを支える
- ③ 健幸づくりを支える
- ④ 暮らしの安心・安全を確保する
- ⑤ 市民の皆様に寄り添う
- ⑥ あらゆる力を結集する
- ⑦ 行財政を検証し必要に応じ見直す



具体的な基本構想や基本計画の体系・内容については、次年度実施の「まちづくり総合審議会」にて協議させていただきます。

次期総合計画策定に向けたふれあい懇談会の実施

- ふれあい懇談会は、これまでも稲田市長が市民の方から直接市政に関するご意見をお聞かせいただく機会として、様々なテーマに沿って開催してきたところです。
- 今後、より市民目線での総合計画策定を行うため「次期総合計画の策定に向けたふれあい懇談会（仮称）」を実施します。
- 本年7月ごろにかけて、世代ごとのテーマに分かれて、5回程度実施していきたいと考えています。
- 実施状況については、次年度のまちづくり総合審議会でも報告する予定です。

＜テーマ（案）＞

若者世代（10～20歳代）

テーマ①：学習、進路選択、就職、結婚感など

現役世代（30～50歳代）

テーマ②：【一般市民】教育、子育て環境など

テーマ③：【ビジネス】農業、商工業、金融、不動産業など

シニア世代（60歳以上）

テーマ④：医療、介護、福祉関連のサービスなど

全世代

テーマ⑤：未来の見附について
（多様な意見収集のため無作為抽出法による開催を検討中）

次期総合計画 策定スケジュール（案）

時期	日程等	時期	日程等
令和7年1月	●まちづくり総合会議（本日） ・R6人口ビジョン達成状況 ・市民アンケート概要	8月	○総合計画策定会議、総合調整会議 ・基本理念案 ・計画体系案
2～3月	※まちづくり総合審議会の市民委員公募 ・現まちづくり総合会議委員に加え 市民公募委員を2名程度を追加	9月	●第3回まちづくり総合審議会 ・基本理念 ・計画体系
4月	○総合計画策定会議、調整会議 ・策定方針の検討	10月	○総合計画策定会議、総合調整会議 ・計画素案の検討
5月	市長よりまちづくり総合審議会へ諮問 ●第1回まちづくり総合審議会 ・策定方針について	11月	●第4回まちづくり総合審議会 ・計画素案
6月	○総合計画策定会議、総合調整会議 ・第5次総合計画最終評価 ・人口ビジョン案	12月	○総合計画策定会議、総合調整会議 ・計画素案の修正
7月	●第2回まちづくり総合審議会 ・第5次総合計画の最終評価 ・人口ビジョン案	令和8年1月	パブリックコメント
		2月	○総合計画策定会議、総合調整会議 ・パブリックコメントの最終修正
		3月	●第5回まちづくり総合審議会 ・計画最終案 まちづくり総合審議会から市長へ答申 次期計画策定・公表

計画策定に向けたふれあい懇談会（7月）

●…まちづくり総合審議会委員を参集して行う会議

○…庁内の総合計画策定に向けた会議